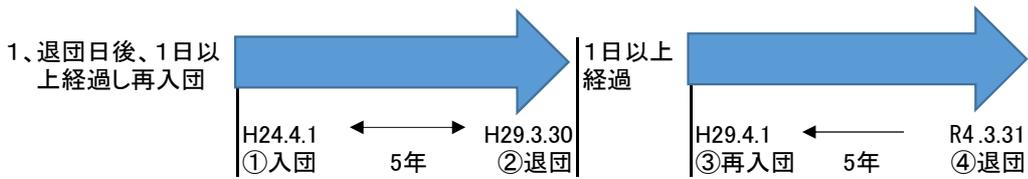


退職報償金算定の勤務年数通算について



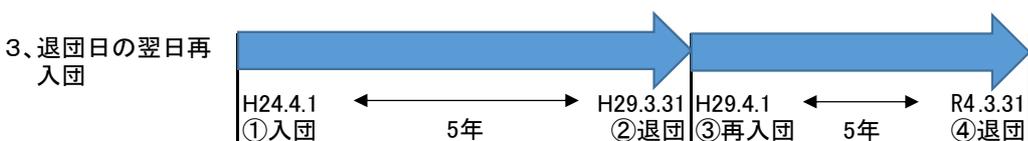
(1)退職報償金を支給する団員として再入団の場合
 通算されない ※退職報償金請求処理:②・④
 ①～②の期間で算定し請求。
 その後③～④の期間で算定し請求。

(2)退職報償金を支給しない団員として再入団の場合
 (平成29年4月1日以降に再入団の場合に限る)
 通算されない ※退職報償金請求処理:②
 ①～②の期間で算定し請求。
 ③～④の期間は5年以上であっても請求できない。



(1)退職報償金を支給する団員として再入団の場合
 通算される ※退職報償金請求処理:④
 ②の時点では算定年数が5年未満のため請求できない。
 ①～④の期間で算定し請求。

(2)退職報償金を支給しない団員として再入団の場合
 (平成29年4月1日以降に再入団の場合に限る)
 通算されない ※退職報償金請求処理:②
 ①～②の期間は5年未満のため請求できない。
 ③～④の期間は5年以上であっても請求できない。



(1)退職報償金を支給する団員として再入団の場合
 通算される ※退職報償金請求処理:④
 ②の時点では請求せず、①～④の期間で算定。

(2)退職報償金を支給しない団員として再入団の場合
 (平成29年4月1日以降に再入団の場合に限る)
 通算されない ※退職報償金請求処理:②
 ①～②の期間で算定し請求。
 ③～④の期間は5年以上であっても請求できない。